

## 【査読済み論文】

# 重複保険における保険者間の法律関係に関する一考察

山下徹哉

---

### ■アブストラクト

本稿では、重複保険の場合の保険者間の法律関係を明確化するため、保険法上の求償規定（同法20条2項）の解釈について検討する。まず、保険法の立案担当者の見解は、その解釈の実質的正当性を明示しているわけではないが、学説では、当該解釈はコスト削減の実現により正当化し得ると主張するものがある。その具体的意味は、①各保険者の負担部分を画一的な基準で定め、保険者間の法律関係を単純化する、②保険者間の求償が可能な限り生じないようにする、という2通りがあり得る。ドイツ法および米国法を参考にして考察すると、コスト削減を②のような内容で理解すれば、立案担当者の見解を実質的に正当化できることが分かる。以上の検討を前提として、重複する保険契約の一部に独立責任額按分主義または他保険優先払の約定がある場合の保険者間の法律関係について、保険法20条2項の解釈論を示す。

### ■キーワード

重複保険、保険者間の求償、他保険条項

---

## 1. はじめに

重複保険とは、同一の保険の目的物について被保険利益、保険事故、保険期間が重なる複数の損害保険契約が存在し、各契約の保険金額の合計が保険

---

\*平成28年10月30日の日本保険学会全国大会・自由論題報告による。

/平成29年10月28日原稿受領。

価額を超える場合のことである<sup>1)</sup>。この場合、各保険者がそれぞれの保険金支払義務をすべて履行すると、被保険者は保険価額を超える額の保険金を受け取ることができてしまう。利得禁止原則との関係では、そのような利得が生じないようにするために、何らかの形で調整を行う必要がある。

そのため、平成20年改正前商法は、保険金額の合計が保険価額を超える場合には、その超過部分について保険契約を無効とする（同法632条から634条まで参照）。しかし、当該ルールの合理性に対する批判は強く<sup>2)</sup>、保険実務では、当該ルールを修正し、保険金額の合計が保険価額を超える部分も保険契約は有効であることを前提として、保険給付の調整ルールを約款に置いていた。いわゆる独立責任額按分主義と呼ばれるルールであり、重複保険の場合には、独立責任額（他の保険契約がないとする場合における各保険者が支払うべき保険給付の額）の割合により損害填補義務を分割し、各保険者の保険給付額を独立責任額よりも縮減させるものであった。

平成20年に制定された保険法は、各保険者が行うべき保険給付の額の合計が保険価額を超えてとしても、その超過部分も含めて保険契約は有効であることを前提として、保険給付の調整ルールを置いている。この限りでは、平成20年改正前の保険実務のルールと同様である。しかし、保険給付の調整ルールとしては、いわゆる独立責任額全額主義を採用し、この点で従来とは異なっている。すなわち、保険者・被保険者間においては、重複保険の場合であっても、各保険者は独立責任額を支払う義務を負うとする（保険法20条1項）。利得防止は、被保険者が保険者の1人から保険給付を受けた場合に、未だ保険給付を受けていない損害の限度でのみ他の保険者から保険給付を受けられる、という形で実現される。また、保険者間においては、各保険者は、独立責任額の割合により決定される最終的な負担割合を超えて保険給付を行

---

1) 山下友信・保険法409頁（有斐閣，2005），山下友信ほか・保険法〔第3版補訂版〕115頁〔山本哲生〕（有斐閣，2015）。

2) 山下・前掲注1)410頁，東京海上日動火災保険株式会社編著・損害保険の法務と実務〔第2版〕359頁（金融財政事情研究会，2016）参照。

った場合には、他の保険者に求償することができる（保険法20条2項）。

結果として、保険法の制定の前後で、重複保険をめぐる法状況は大きく変わることとなった。すなわち、保険法制定後は、第一に、保険者間で求償関係が生じ得るようになった。第二に、保険法20条が任意規定であることなどに起因して、異なる保険給付の調整ルールが競合する場合が生じ得るようになった<sup>3)</sup>。ところが、これらの場合の法律関係の詳細は、未だ検討が手薄であるように思われる。その結果、例えば、異なる保険給付の調整ルールが競合する場面の処理方法が不明確なままであれば、法律関係が不安定になることをおそれて、自由な商品設計が行いづらいなどの弊害が生ずる可能性がある。そこで、本稿では、重複保険の場合の保険者間の法律関係、具体的には保険法上の求償規定（同法20条2項）に係る解釈を検討する。

## 2. 議論状況

### (1) 保険者間の法律関係—立案担当者の見解

保険法上の求償規定によれば、保険者間の法律関係はどうなるか。この点について、保険法の立案担当者の理解を確認しておきたい。

立案担当者は、まず、各保険者の債務の相互関係については、各保険者は、独立に、独立責任額について保険給付を行う義務を負うとする（独立主義<sup>4)</sup>。各保険者は、各保険契約者と個別に契約を締結することにより、それぞれが保険給付義務を負うことになるのであり、保険者相互間に何らかの共同関係等が存在するわけではないから、各保険者は、連帯して責任を負うものではない、という<sup>5)</sup>。

3) 保険法制定前に締結された長期の保険契約（独立責任額按分主義を採用）はなお残存しているし、保険法20条は任意規定であるため、保険法制定後の保険契約であっても、例えば独立責任額按分主義を採用するものが存在し得る。

4) 萩本修「保険法現代化の概要」落合誠一＝山下典孝編・新しい保険法の理論と実務 20頁, 24頁（経済法令研究会, 2008）, 萩本修編著・一問一答 保険法・129頁(注)(商事法務, 2009)。

5) 保険法20条1項の規律をもって「独立責任額連帯主義」と呼ぶ例も見られる

次に、求償場面における各保険者の負担部分については、第一に、ある保険者の負担部分は、各保険者の独立責任額の合計額に対する当該保険者の独立責任額の割合を、填補損害額に乗じて得た額であるとし、一部の保険契約についてのみ独立責任額按分主義の約定がある場合であっても、負担部分を定めるに当たっては、独立責任額を基準とすると説明する。保険法20条2項が定める「負担部分」の定義が、その理由として挙げられている<sup>6)</sup>。

第二に、保険法20条2項は任意規定であるが、一部の保険者と保険契約者との間で負担部分を定めたとしても、その定めは、それ以外の保険者との関係では何らの効力も有しないと説明する。求償関係の当事者（各保険者）ではない保険契約者との間の合意に過ぎないことをその理由として挙げる<sup>7)</sup>。

以上のような立案担当者の見解において、一部の保険契約についてのみ独立責任額按分主義の約定がある場合でも負担部分は独立責任額を基準とする

---

が、立案担当者は、以下のような理由から、独立責任額連帯主義ではなく、むしろ独立主義と呼ぶべきであるとする。すなわち、①連帯といっても、複数の損害保険契約の各保険者の責任がどのように関連し合うかが明らかでない、②現に、損保業界において、各保険者は被保険者との関係では自らの契約に基づく損害填補責任を超えて最も保険金額の高い契約に基づく損害填補責任を負うことになるという誤解を招いた、③保険法20条1項は、連帯という言葉から一般に連想される法的効果（債務者である保険者の1人が弁済すればその限度で他の保険者の債務も同時に消滅するという効果）を伴うものではないとする。そして、保険法20条1項の規律は、重複保険の場合にも、各保険者はそれぞれ自らの契約に基づく損害填補責任を負うという、いわば当然のことを定めたものであるとする（萩本・前掲注4）24頁）。ある保険者が保険給付をすることによって他の保険者が保険給付をすべき義務の全部または一部を免れることがあるが、これは、損害保険契約とは被保険者に生じた損害を填補する保険契約である（保険法2条6号）ということから導かれる帰結であり、各保険者が連帯責任を負っているからではない、と説明する（萩本編著・前掲注4）129頁（注）。

6) 萩本編著・前掲注4）131頁。以下の数式も参照。

$$\text{負担部分} = \text{填補損害額} \times \frac{\text{当該保険者の独立責任額}}{\text{各保険者の独立責任額の合計額}}$$

7) 萩本編著・前掲注4）131頁。

理由としては、条文が挙げられているのみである<sup>8)</sup>。その趣旨は、明示されていないが、以下のようなものと理解することができよう。まず、独立主義より、保険者間の求償は、連帯責任だから生ずるわけではなく、保険法20条2項があることにより認められるものである（創設的規定）。したがって、独立責任額按分主義の約定を置き、重複保険の場合の保険給付義務の内容を変更したとしても、それだけで直ちに保険者間の求償関係に影響を与えるわけではない。次に、一部の保険者と保険契約者との間の合意である独立責任額按分主義の約定は、仮に負担部分の定め方に影響を与える趣旨で置かれていたとしても、その他の保険者との関係では何らの効力も有さない（契約の相対効）。そのため、独立責任額按分主義の約定があったとしても、20条2項で創設的に決められた「負担部分」の定め方（負担部分は独立責任額を基準とする）が変更されることはない、という趣旨だと理解できる。

これは、保険法規定の文言および契約法の一般的な理解に基づくと、十分成り立ち得る解釈であるといえる。もっとも、それを超えて、実質的にもこの解釈が正当化されるか否かは明らかではない。

## （2） 保険者間の法律関係一学説における議論状況

そこで、保険者間の法律関係に関する学説の議論状況を見ることにする。学説では、各保険者の債務の相互関係と各保険者の負担部分の定め方について、立案担当者の見解の紹介の域を超えて独自の検討を行うものはほとんど見られない。その中で、立案担当者の示す解釈に基づく法律関係の利害状況を検討する、ほぼ唯一の見解は、次のように説明する<sup>9)</sup>。

8) 独立責任額按分主義の約定は、重複保険の場合の被保険者に対する保険者の保険給付義務の内容に関する約定（保険法20条1項を修正する約定）であり、保険者間の負担部分を定める約定そのものではない。そのため、本文直前に示した立案担当者の説明の第一が妥当するが、第二は直接には妥当しない。

9) 山本哲生「損害保険における課題」保険学雑誌608号36頁～37頁(2010)、山下ほか・前掲注1)117頁〔山本〕。

各保険者の保険金支払義務の相互関係について、互いに全く独立したものと見ると（独立主義）、重複保険の場合の保険者の被保険者に対する保険金支払債務の額にかかわらず、負担部分は、常に独立責任額の割合で決まると考えることになる。これは、求償関係が実際の保険金債務の額により影響されることを避け、実務的に保険金支払、求償の作業が円滑に行われるようにするために、負担部分を実際の債務額とは独立して法定したと理解できる。すなわち、簡明な実務処理の実現、損害保険業全体としてのコスト削減のためのルールとして保険法20条2項を理解することになる、と。

他方で、独立主義と対比されるものとして、各保険者の保険金支払義務の相互関係を（不真正）連帯債務と見るという考え方があり得る。この考え方によれば、保険者間の求償は、各保険者の保険金支払債務が連帯していることから認められることになり<sup>10)</sup>、負担部分は、重複保険の場合の保険者の被保険者に対する保険金支払債務の額により決まることになる、という。

独立主義で考える場合と連帯債務的に考える場合とでは、一部の保険契約に独立責任額按分主義の約定があるときに、保険者間の求償の取扱いにおいて違いが現れる、とされる<sup>11)</sup>。

10) したがって、保険法20条2項は創設の規定ではなく、各保険者が被保険者に対して独立責任額の債務を負う場合（=同条1項がそのまま適用される場合）の確認的规定と考えるべきことになるだろう。

11) 例えば、次のような設例を考える。

【設例】 保険価額1000万円の建物（所有者X）があり、Xが、保険者Aと保険金額1000万円の火災保険契約、保険者Bと保険金額600万円の火災保険契約（重複保険の場合は独立責任額による比例按分額のみ支払う旨の定めあり）、保険者Cと保険金額400万円の火災保険契約を締結した。

この事例で、火災で建物が滅失した場合の保険金支払債務の額は、保険者Aが1000万円、保険者Bが300万円（ $=1000万 \times \frac{600万}{1000万 + 600万 + 400万}$ ）、保険者Cが400万円となる。

(a)独立主義で考えた場合には、保険者Bの契約における按分額支払の定めの有無にかかわらず、独立責任額を基準に負担部分が定まるので、

### (3) 分 析

前記(2)の学説において指摘されている，独立主義の考え方を採用することによりもたらされる，簡明な実務処理の実現，損害保険業全体としてのコスト削減とは，具体的にはどのようなものだろうか。

一つ目として，負担部分が画一的な基準で定まるという意味で，保険者間の法律関係を単純化することにより，実務処理が簡明となり，コスト削減につながる可能性が考えられる。これに対しては，以下のことを指摘できる。第一に，負担部分を定める基準の違いという問題のみであれば，独立主義で考えても連帯債務的に考えても，大きな差はないようにも思える。というのも，負担部分が独立責任額を基準に定まる場合と各保険者の保険金支払債務の額を基準に定まる場合とを比較すると，その計算に必要な情報はほとんど同じはずだからである<sup>12)</sup>。第二に，負担部分の画一的な算定にメリットを見

$$A \text{ の負担部分は, } 500 \text{ 万円} \left( = 1000 \text{ 万} \times \frac{1000 \text{ 万}}{1000 \text{ 万} + 600 \text{ 万} + 400 \text{ 万}} \right),$$

$$B \text{ の負担部分は, } 300 \text{ 万円} \left( = 1000 \text{ 万} \times \frac{600 \text{ 万}}{1000 \text{ 万} + 600 \text{ 万} + 400 \text{ 万}} \right),$$

$$C \text{ の負担部分は, } 200 \text{ 万円} \left( = 1000 \text{ 万} \times \frac{1000 \text{ 万}}{1000 \text{ 万} + 600 \text{ 万} + 400 \text{ 万}} \right) \text{ となる。}$$

これに対して，(b)連帯債務的に考えた場合には，各保険者の保険金支払債務の額を基準に負担部分が定まるので，

$$A \text{ の負担部分は, } \text{約} 588 \text{ 万円} \left( = 1000 \text{ 万} \times \frac{1000 \text{ 万}}{1000 \text{ 万} + 300 \text{ 万} + 400 \text{ 万}} \right),$$

$$B \text{ の負担部分は, } \text{約} 176 \text{ 万円} \left( = 1000 \text{ 万} \times \frac{300 \text{ 万}}{1000 \text{ 万} + 300 \text{ 万} + 400 \text{ 万}} \right),$$

$$C \text{ の負担部分は, } \text{約} 235 \text{ 万円} \left( = 1000 \text{ 万} \times \frac{400 \text{ 万}}{1000 \text{ 万} + 300 \text{ 万} + 400 \text{ 万}} \right) \text{ となる。}$$

- 12) いずれの場合も，求償に先行して他の保険契約の内容等を把握して，負担部分等を算定することになる（求償実務について，松浦秀明「保険法第20条『重複保険』の保険金支払実務への影響」損害保険研究73巻1号82頁～86頁（2011），東京海上日動火災保険株式会社編著・前掲注2）361頁～363頁参照）。負担部分が保険金支払債務の額を基準に定まる場合で，かつ一部の保険契約に独立責任額按分主義の約定があるときについていえば，独立責任額按分主義の下での具体的な保険金支払債務の額は独立責任額を基準に定まる。そうすると，



出すのであれば、独立責任額按分主義の約定がある場合だけではなく、他保険優先払の約定（重複保険の場合に他の保険者が支払った残存部分についてのみ保険金を支払うといった約定）がある場合にも、保険者間では、独立責任額を基準に定まる負担部分を基礎に求償関係が生ずることにしておく方が一貫する<sup>13)</sup>。そこで、その是非をどう考えるべきかが問題となる。

二つ目として、保険者間の求償が可能な限り生じないようにすることにより、実務処理が簡明となり、コスト削減につながる可能性が考えられる。確かに、求償が生じるならば、その処理のために様々な事務コストがかかることになる。これに対して、一部の保険契約に独立責任額按分主義の約定があるときに、それにもかかわらず負担部分が独立責任額を基準に定まるとしておけば、独立責任額按分主義の約定のある保険契約の保険者が自己の支払債務額を被保険者に対して支払うと、当該保険者について、通常、求償は生じ

---

この場合の負担部分の算定は、独立責任額から出発しつつ、計算式が少し複雑になったに過ぎないといえるのではないか。

- 13) 山下ほか・前掲注1)120頁〔山本〕が、独立主義で考えた場合の帰結として、「重複保険の場合に他の保険者が支払った残存部分についてしか保険金を支払わないと定めたとしても、独立責任額の割合による負担部分につき求償を受けることになる」と説明しているのは、本文のような意味で理解すれば解釈として一貫するものといえることができる。

もっとも、保険法20条2項の文言からすれば、重複する保険契約の一部に他保険優先払の約定がある場合には、同項に基づく求償は生じないと解する方が素直な解釈であるといえる。各保険者の保険金支払債務が重なり合わず、「共同の免責」が生じないということになると考えられるからである（嶋寺基・新しい損害保険の実務91頁，95頁（商事法務，2010）参照）。したがって、仮に、何らかの理由で、この場合でも独立責任額を基準とする負担部分を基礎として求償関係を生じさせるのが望ましいとするのであれば、同項にいう「二以上の損害保険契約の各保険者が行うべき保険給付の額」について、保険給付の調整ルール（他保険優先払の約定など）を適用した後の額ではなく、各保険者の独立責任額と解釈し、また、「共同の免責」も独立責任額を基準に判断することとするなど、同項を、その文言から読み取れる通常の意味とは若干異なる意味で解釈する必要がある。



ないこととなり、求償に係る事務コストは発生しない<sup>14)</sup>。この点にメリットを見出すならば、一部の保険契約に他保険優先払の約定があるときについては、当該保険契約に基づく給付と他の保険契約に基づく給付とは重複保険の関係に立たず、求償関係は生じない、と考えるおくべきことになる。

以上のように見ていくと、保険者間の法律関係に係る立案担当者の理解が実質的に正当化し得るものか否か、正当化し得るとすれば具体的にはどう正当化し得るのか、という立案担当者の説明のみからは明らかでない問題は、異なる保険給付の調整ルールが競合する場合、特に重複する保険契約の一部に他保険優先払の約定がある場合における相互調整のあり方と密接に関連す

14) 前掲注11)の設例において、独立責任額基準(a)であれば、保険者Bは、自己の支払債務額300万円を支払えば、その後求償する必要もないし、求償を求められる可能性もない。他方、実際の保険金支払債務額基準(b)であれば、保険者Bは、自己の支払債務額300万円を支払った後に、そのうち自己の負担部分を超える124万円を、AまたはCに求償することになる。

ただし、次の設例（萩本編著・前掲注4)131頁注2、132頁注3に掲げられた設例と同じ）では、独立責任額基準(a)によっても、保険者Bが自己の支払債務額を支払った後、保険者Bは他の保険者から求償を受ける可能性がある。

**【設例】**時価100万円の目的物について、約定保険価額および保険金額を120万円とするA保険契約（保険者A）、保険金額を100万円とするB保険契約（保険者B。重複保険の場合に独立責任額による比例按分額のみ支払う旨の定めあり）、保険金額を80万円とするC保険契約（保険者C）が付されている。

この場合、保険者Bの被保険者に対する支払債務額を算定するときの填補損害額は100万円であるが、保険者Bの負担部分を算定するときの「てん補損害額」は120万円（各保険契約に基づいて算定した填補損害額のうち最も高い額。保険法20条2項参照）であるため、支払債務額は約33.3万円、負担部分は40万円となる。もっとも、支払債務額を算定するときの填補損害額を、保険法20条2項と同様に、「各保険契約の填補損害額のうち最も高い額」と定めれば、負担部分＝支払債務額となるから求償を生じさせずに済む（海上保険分野の例について、山下・前掲注1)411頁）。また、火災保険契約において、時価基準の契約と再調達価額基準の契約が競合する場合には、上記設例と同様の状況が生じ得る。しかし、再調達価額基準の契約に、時価基準の契約と再調達価額基準の契約の競合に際しての保険給付の調整ルールとして、他保険優先払の約定を置けば、求償関係が生じないと考えることができる（嶋寺・前掲注13)91頁）。

ることが分かる。そこで、以下では、この点を中心に検討する。

### 3. ドイツ法および米国法における異なる保険給付の調整ルールが競合する場合の調整方法

#### (1) 総説

異なる保険給付の調整ルールが競合する場合、特に重複する保険契約の一部に他保険優先払の約定がある場合の日本法における相互調整のあり方を考察するに際して、ドイツ法および米国法における、異なる保険給付の調整ルールが競合する場合の調整方法に関する議論を参照する。

その理由は、次の通りである。異なる保険給付の調整ルールが競合する場合の調整方法について、日本では、従来あまり議論がないため、考察の手がかりに乏しいのが現状である。そこで、これについて、外国法における議論を参考にして、考察を進めたい。その際、外国法としてはドイツ法と米国法を取り上げる。ドイツ法は、この場面について、おおよそ日本の保険法と類似の規定を置いていることから、そのような規定の下での議論を見ることは、日本の保険法の解釈についても参考になる部分があると思われる。米国法は、異なる保険給付の調整ルールが競合する場合の相互調整をめぐる紛争が頻発し、多数の判例が存在することから、それらの判例・議論を見ることで、様々な調整方法の利害得失を考える手がかりが得られると期待される。

#### (2) ドイツ法

##### ア 重複保険の場合の保険給付の調整ルールの概要

ドイツ保険契約法（VVG）は、重複保険の場合の保険給付の調整ルールを次のように定める。同法は、独立責任額全額主義を採用し、各保険者は連帯債務者として責任を負うとする（同法78条1項1文）。利得防止は保険契約者が合計で損害の額を超えて請求することはできないとすることにより実現する（同法78条1項2文）。また、独立責任額全額主義の採用に伴い、保険者間の求償ルールを定める（同法78条2項1文）。

この場合に、保険者間の連帯債務関係は、民法典（BGB）427条にいう共同的性質の契約により発生するのではなく、保険契約法78条1項に基づいて生ずると考えられている<sup>15)</sup>。また、各保険者の求償請求権は、民法典426条1項1文と関連する保険契約法78条2項に基づいて生ずると考えられている。負担部分は、民法典の原則（平等の割合）とは異なり、保険契約法78条2項により定まることになるが、それ以外の点では、重複保険の特殊性に反しない限り、民法典423条から426条までの規定に従うと解釈される<sup>16)</sup>。

その負担部分については、各保険者は、各自の契約に基づいて保険契約者に対し支払うべき金額を基準とする負担部分について義務を負うと規定されている（保険契約法78条2項1文）。その趣旨は、保険事故が生じたときに、各保険者が、契約上、保険契約者に対し、他の保険者を考慮に入れなければ負担することになるだろう填補給付の額の比率に応じた割合を基準として負担部分が決まるということだと理解されている<sup>17)</sup>。

保険契約法78条1項・2項は、任意規定である<sup>18)</sup>。そのため、各条項と異

15) *Schnepp*, in: Bruck/Möller, Großkommentar zum VVG, 9. Aufl., 2010, § 78 Rn. 50.

16) *Schnepp*, in: Bruck/Möller, Großkommentar zum VVG, 9. Aufl., 2010, § 78 Rn. 83 f.; *Armbürster*, in: Prölss/Martin, VVG, 30. Aufl., 2018, § 78 Rn. 18. なお、細かく見れば、民法典における各連帯債務者の求償請求権の根拠規定である426条1項1文との関係性について、保険契約法78条2項が民法典426条1項1文の適用を排除して全く独自の根拠規定となるのか、保険契約法78条2項は民法典426条1項1文にいう他の定めに当たり、両条項が共に適用されるのか、そのいずれであるかは不明であると指摘されている（*Schnepp*, a. a.O.）。もっとも、いずれであっても、具体的な帰結に違いはない。

17) BGH VersR 2011, 105 Rn. 23; *Schnepp*, in: Bruck/Möller, Großkommentar zum VVG, 9. Aufl., 2010, § 78 Rn. 96 ff.; *Armbürster*, in: Prölss/Martin, VVG, 30. Aufl., 2018, § 78 Rn. 19.

18) 保険契約法87条は、同法78条のうち3項のみを片面的強行規定として挙げるから、その反対解釈として同条1項・2項の任意規定性が導かれる。*Schnepp*, in: Bruck/Möller, Großkommentar zum VVG, 9. Aufl., 2010, § 78 Rn. 164 f. und 194; *Armbürster*, in: Prölss/Martin, VVG, 30. Aufl., 2018, § 78 Rn. 28.

なる内容を約款で定めることができる。同法78条1項に係る別段の定めとして、実務上重要なのが、補充性合意 (Subsidiaritätsabrede) である。

## イ 補充性合意

### (ア) 概要

補充性合意とは、重複保険の場合に保険契約法78条1項に基づき存在する連帯債務者としての保険者の責任を変更して、他の保険者（第一次的保険者）のみが責任を負い、補充性合意を置く保険契約の保険者（補充的保険者）は責任を負わない、とする定めである<sup>19)</sup>。

補充性合意を置くことの主たる目的は、重複保険状態の回避である。さらに、重複保険を生じさせずに填補の欠缺を埋めること、契約の乗換えの際に旧契約の解約と同時に新契約の補償が有効になるようにして営業上のツールとして用いること、（補充性合意を含む契約内容次第ではあるが<sup>20)</sup>）保険料

---

19) *Schnepp*, in: Bruck/Möller, Großkommentar zum VVG, 9. Aufl., 2010, § 78 Rn. 167. 補充性合意の具体例としては、以下のようなものがある。

#### ①制限的補充性合意の例

- 火災保険：旅館業における客の所有物 (SK 1210 Nr. 4 zu AFB 2010)

「当該客が他の保険契約から填補を受けられない場合に限り、保険金は支払われる」

#### ②無制限的補充性合意の例

- 運送業者賠償責任保険 (Ziffer 6. 10 DTV-VHV laufende Versicherung 2003/2011)

「保険契約者の他の運送業者賠償責任保険により付保されている請求権は、保険保護の対象外である」

- 家財保険 (Abschnitt A § 6 Nr. 4 f) VHB 2010 (QM)/(VS))

「私有に属する物のうち、別個の保険契約により付保されているもの（たとえば、装飾品および毛皮製品、美術品、楽器または狩猟用・スポーツ用の武器）は、家財に含まない」

20) 補充性合意は保険料の減少に直接つながるものではなく、基本的には、保険料について、補充性合意がもたらす利点は小さいと指摘されている。その詳細と保険料の節約につながる具体例については、*Möller*, in: Bruck/Möller, Großkommentar zum VVG, 8. Aufl., § 59 Rn. 53; *Winter*, Subsidiaritätsklauseln

を減少させることなども、補充性合意を置くことの目的として挙げられる<sup>21)</sup>。

### (イ) 補充性合意の分類

補充性合意にはいくつかのバリエーションが存在する。

第一に、独立補充性合意 (selbständige Subsidiaritätsabreden)<sup>22)</sup> と非独立補充性合意 (unselbständige Subsidiaritätsabreden)<sup>23)</sup> の区別がある<sup>24)</sup>。独立補充性合意とは、別の保険契約の存否と無関係に置かれた合意であり、非独立補充性合意とは、既に存在する別の保険契約と具体的に結び付けながら取り決められる合意である。判例・学説が議論の対象とするのは、通常、独立補充性合意である。

第二に、制限的補充性合意 (eingeschränkte Subsidiaritätsabreden)<sup>25)</sup> と無制限的補充性合意 (uneingeschränkte Subsidiaritätsabreden)<sup>26)</sup> の区別がある<sup>27)</sup>。制限的補充性合意とは、具体的な保険事故について第一次の保険者に

---

und AGBG, VersR 1991, 527, 528 und 530.

21) *Schauer*, in: Berliner Kommentar zum VVG, § 59 Rn. 49; *Schnepp*, in: Bruck/Möller, Großkommentar zum VVG, 9. Aufl., 2010, § 78 Rn. 167; *Armbrüster*, in: Beckmann/Matusche-Beckmann, Versicherungsrechts-Handbuch, 3. Aufl. 2015, § 6 Rn. 82.

22) 「真正」補充性合意 ("echte" Subsidiaritätsabreden) または狭義の補充性合意 (Subsidiaritätsabreden i.e.S.) ともいう。

23) 「不真正」補充性合意 ("unechte" Subsidiaritätsabreden) または広義の補充性合意 (Subsidiaritätsabreden i.w.S.) ともいう。

24) *Schnepp*, in: Bruck/Möller, Großkommentar zum VVG, 9. Aufl., 2010, § 78 Rn. 170 ff. *Armbrust*, Subsidiaritätsabreden in Versicherungsverträgen, 1991, S. 12 und 28. *Kohleick*, Die Doppelversicherung im deutschen Versicherungsvertragsrecht, 1999, S. 148 ff. も参照。

25) 単純補充性合意 (einfache Subsidiaritätsabreden) ともいう。

26) 特別補充性合意 (qualifizierte Subsidiaritätsabreden) ともいう。

27) *Schnepp*, in: Bruck/Möller, Großkommentar zum VVG, 9. Aufl., 2010, § 78 Rn. 173 ff.; *Armbrüster*, in: Beckmann/Matusche-Beckmann, Versicherungsrechts-Handbuch, 3. Aufl. 2015, § 6 Rn. 84 ff. *Winter*, a.a.O (Fn. 20), S. 528; *Armbrüster*, in: Prölss/Martin, VVG, 30. Aufl., 2018, § 78 Rn. 30 ff. も参照。

対する請求権が存在するならば、従属的保険者に対する請求権が排除されるとする合意である。無制限的補充性合意とは、他の保険契約が存在しさえすれば、具体的な保険事故について第一次的保険者が保険給付を義務付けられているか否かにかかわらず、従属的保険者は保険給付義務を負わないとする合意である。第一次的保険契約が存在するとしても、保険事故発生までに存在する事由（責務（Obliegenheit）違反、保険料支払の遅滞など）により第一次的保険者が免責されるときには、具体的な保険事故について第一次保険者に対する請求権が存在するとはいえない。そのため、制限的補充性合意の場合であれば、従属的保険者に対する請求ができるのに対し、無制限的補充性合意の場合であれば、他にも保険契約が存在する以上は、従属的保険者に対する請求はできない<sup>28)</sup>。

## ウ 異なる保険給付の調整ルールが競合する場合の調整方法

### ア) 総説

次に、複数の保険契約が重複しており、かつ各契約の下での保険給付の調整ルールが異なっている場合の調整方法について、説明する。

### イ) 独立責任額全額主義と補充性合意の競合

まず、重複している複数の保険契約の一つについてのみ補充性合意が置かれている場合を検討する。

前提として、補充性合意を置く保険契約は、保険契約法78条1項の適用がないだけではなくて、同条2項1文の適用もないと解釈されている<sup>29)</sup>。した

28) 民法典307条による内容規制との関係では、制限的補充性合意は通常、特に問題とされないが、無制限的補充性合意については争いがある。議論状況について、Schnepp, in: Bruck/Möller, Großkommentar zum VVG, 9. Aufl., 2010, § 78 Rn. 176 und 179 f.

29) Schnepp, in: Bruck/Möller, Großkommentar zum VVG, 9. Aufl., 2010, § 78 Rn. 177 und 181; Armbrüster, in: Beckmann/Matusche-Beckmann, Versicherungsrechts-Handbuch, 3. Aufl. 2015, § 6 Rn. 83. 判例・裁判例として、BGH VersR 1989, 250

がって、補充性合意のない保険契約の保険者（第一次的保険者）は同条 1 項により独立責任額の保険金支払義務を負う一方で、補充性合意を置く保険契約の保険者は当該契約の補充性合意により保険給付に係る責任を負わない。そして、補充性合意を置く保険契約について同条 2 項 1 文の適用はないから、当該保険者は、独立責任額の保険金支払義務を果たした保険者からの求償に応ずる義務はない（補充性合意を置かない保険契約の保険者間においてのみ、同条 2 項 1 文に基づく求償関係が生ずる）。

#### （ウ） 補充性合意同士の競合

次に、補充性合意を置く保険契約が複数存在する場合を検討する。

まず、補充性合意を置く各保険契約に相互の優先劣後関係が定められていれば、その定めに従い、保険者間の法律関係が決定される<sup>30)</sup>。

しかし、そのような定めは置かれないのが通常である。そのような場合には、補充的契約解釈を行うことにより保険者間の法律関係が決定される。

第一に、制限的補充性合意を置く保険契約と無制限的補充性合意を置く保険契約が競合するときには、無制限的補充性合意が優先し、制限的補充性合意を置く保険契約の保険者のみが保険給付義務を負うと考えられている<sup>31)</sup>。

---

（「保険者が補充的にのみ責任を負う場合には、〔1908年〕保険契約法59条2項〔2008年保険契約法78条2項〕は関係がない。なぜなら、そのような場合には、保険者間の求償が生ずる余地がないからである」）；OLG Köln VersR 2009, 539（「しかしながら、旧保険契約法59条2項による求償請求権の要件は充たされない。…〔約款規定の説明〕…この場合、重複保険とならないようにする補充性条項が問題となる。…〔本件事案の分析〕…〔1908年〕保険契約法59条にいう重複保険は生じていなかった。」）。

30) *Schnepp*, in: Bruck/Möller, Großkommentar zum VVG, 9. Aufl., 2010, § 78 Rn. 182; *Armbrüster*, in: Beckmann/Matusche-Beckmann, Versicherungsrechts-Handbuch, 3. Aufl. 2015, § 6 Rn. 88.

31) *Armbrust*, a.a.O (Fn. 24), S. 168 f.; *Kohleick*, a.a.O (Fn. 24), S. 171; *Schnepp*, in: Bruck/Möller, Großkommentar zum VVG, 9. Aufl., 2010, § 78 Rn. 183; *Armbrüster*, in: Beckmann/Matusche-Beckmann, Versicherungsrechts-



その理由としては、両保険契約の保険者の意図の違いが挙げられる。その趣旨を敷衍すれば、次のようになる。まず、無制限的補充性合意を置く保険契約の保険者は、保険事故発生の際に他の保険者が現実には保険給付義務を負うか否かにかかわらず、他の保険契約が存在すれば直ちに責任を免れようとする。そして、この競合事例では、他の保険契約（制限的補充性合意付き）が存在するので、制限的補充性合意を置く保険契約からの保険給付の可否にかかわらず、無制限的補充性合意を置く保険契約からの保険給付は行われない。他方、制限的補充性合意を置く保険契約の保険者は、他の保険者が保険事故発生の際に保険給付義務を負う場合にのみ責任を免れようとする。そして、無制限的補充性合意を置く保険契約からの保険給付が行われないとすれば、制限的補充性合意の要件を充たさないから、制限的補充性合意を置く保険契約からの保険給付は行われる。したがって、制限的補充性合意を置く保険契約と無制限的補充性合意を置く保険契約が競合するときに、無制限的補充性合意が優先し、制限的補充性合意を置く保険契約の保険者のみが保険給付義務を負うという帰結は、両保険者の意図に反するものではない。

第二に、制限的補充性合意を置く保険契約が競合するときには、当該合意は互いに打ち消し合って、いずれも効力を失い、保険契約法78条1項・2項1文が適用されると考えるのが通説的見解である<sup>32)</sup>。それ以外の見解として、時間的先後関係に着目して先に締結された保険契約の保険者のみが保険給付義務を負うとするもの<sup>33)</sup>や、各保険者で割合的に保険給付義務を負うとするもの<sup>34)</sup>があるが、これらは、契約当事者の仮定的な意思に合致しないとされ

---

Handbuch, 3. Aufl. 2015, § 6 Rn. 88.

32) *Schnepp*, in: Bruck/Möller, Großkommentar zum VVG, 9. Aufl., 2010, § 78 Rn. 184; *Armbrüster*, in: Beckmann/Matusche-Beckmann, Versicherungsrechts-Handbuch, 3. Aufl. 2015, § 6 Rn. 88. 裁判例として, LG Hamburg VersR 1978 933; BGH VersR 2014, 450.

33) *Martin*, VersR 1973, 691, 696 ff. など。

34) *Kohleick*, a.a.O.(Fn. 24), S. 178 f. など。

る<sup>35)</sup>。すなわち、保険者は、制限的補充性合意を置くことで、重複保険に関する保険契約法上のルールの適用を回避しようとするが、保険契約者が自己以外の保険者から保険給付を受けられない場合には、原則として、自己が保険金給付の責任を負うという意図を持つ。そのため、同等の立場にある制限的補充性合意同士が競合するとき、保険者の仮定的意思としては、他の保険者と同等の責任を負おうと思うのであって、締結時の先後といった偶然的事情に依拠して責任負担が決まることにしようと思っているわけではない、とされる。また、各保険者が割合的に責任を負うという考え方に対しては、保険契約者の望む帰結ではないし、保険者についてもそのような意図を持つ根拠は見出されない。結局、保険契約者は、自己の選択によりいずれの保険者に対しても保険金の全額を請求でき、また、保険者間では、各保険者は互いに他の保険者と同等の責任を負う（＝保険契約法78条を適用した場合と同じ）、というのが契約当事者の推定的意思である、と考えられている。

第三に、無制限的補充性合意を置く保険契約が競合するときには、いずれの保険者も保険給付義務を負わないことになると考えられている<sup>36)</sup>。保険契約者が一切保険給付を受けられないことになるため、その点を問題視する見解もある。しかし、通説は、無制限的補充性合意が民法の内容規制（不意打ち禁止（民法典305c条1項）または不明確条項の禁止（民法典307条1項2文））に抵触せず有効とされるものである限り、無制限的補充性合意を置く保険契約が競合する場合も含めて当該合意がそのまま適用されると考える。

35) 詳細は、*Armbrust*, aa.O(Fn. 24), S. 176 ff.

36) *Armbrust*, aa.O (Fn. 24), S. 174 f.; *Kohleick*, aa.O (Fn. 24), S. 171 f.; *Schnepp*, in: Bruck/Möller, Großkommentar zum VVG, 9. Aufl., 2010, § 78 Rn. 185; *Armbrüster*, in: Beckmann/Matusche-Beckmann, Versicherungsrechts-Handbuch, 3. Aufl. 2015, § 6 Rn. 88.

### (3) 米国法

#### ア 保険給付の調整ルールとしての「他保険条項」の概要

米国においては、同一の保険契約者が同一の期間に同一のリスク・利益について複数の保険に加入する場合に、保険者の責任を減少させ、または排除するために、ほとんどすべての財産保険、賠償責任保険および疾病保険の約款ならびに多数の傷害保険の約款に「他保険条項（“other insurance” clauses）」が置かれている。これは、2以上の数の適用され得る保険契約による填補に優先順位を付けたり同順位で調整したりするものである<sup>37)</sup>。

2以上の保険者が同一のリスク・利益を付保するのに、その保険者の1人が損害全体について保険金を支払うこととされた場合には、当該保険者は、他の保険者に対し、支払額のうち一定割合の部分について求償することができる<sup>38)</sup>。保険者間に契約関係はないため、保険者の求償請求権はエクイティ（衡平法）上の救済という性質を有する<sup>39)</sup>。しかし、保険者間におけるリスク負担の具体的な割当方法は、保険契約の契約条項により決まる問題であるとされるので、各保険契約に定められた他保険条項の内容が重要となる。他保険条項の具体的な文言・内容は様々であるが、詳しくは後で見る（後記イ）。

他保険条項は、保険者間の法律関係にのみ影響を与えるのであって、重複する保険契約のいずれからでも保険金を受け取ることができるという保険契約者の権利には影響を与えない。しかし、実損害を超える保険給付を認める

---

37) Robert H. Jerry, II & Douglas R. Richmond, *Understanding Insurance Law* at 679-80(5th ed., 2012).

38) *Aetna Cas. & Sur. Co. v. James J. Benes & Assocs., Inc.*, 593 N.E.2d 1087, 1090 (Ill. App. Ct.), *appeal denied*, 602 N.E.2d 445 (Ill. 1992).

39) 判例は、求償を認める際に、基本的な衡平の原則である「他の者の利益のために金銭を支払った者は、償還を受ける権利を有する」という原則に依拠し、分担（contribution）、あるいは代位（subrogation）といった構成により求償を認める。判例の状況について詳細は、Douglas R. Richmond, “Issues and Problems in ‘Other Insurance,’ Multiple Insurance, and Self-Insurance,” 22 *Pepp. L. Rev.* 1378-79(1995).

わけではなく、各保険者は、保険契約者に対して、連帯して (jointly and severally) 責任を負うことになる<sup>40)</sup>。

他保険条項による保険給付の調整の目的について、以下のように指摘される<sup>41)</sup>。主たる目的の一つは、特に財産保険において、損害を超える保険給付の可能性があることにより生じ得るモラル・ハザードの抑制だとされる。これは、保険事故により損害が発生した場合に、保険契約者に対する給付を当該損害額に限定することにより実現される。また、保険料の減少も挙げられる。ある保険契約の填補範囲を他の保険契約の填補範囲と調整すれば、保険者は、安い保険料を提示できるようになるはずである、と指摘される。ただし、保険料の割引が、個々の保険契約者にとって意味がある程度のものであるのはごく限られた場合のみであるという指摘もある。補償の重複という事態がごく当たり前に生じ、かつ補償範囲の調整により生ずる保険給付の節減が保険者にとって高度に予測し得るものである場合（例えば、専ら超過補償のみを担保する場合など）にのみ、保険契約者は当該調整に見合った保険料の低減を享受できると指摘される<sup>42)</sup>。

40) Chemical Leaman Tank Lines, Inc. v. Aetna Cas. & Sur. Co., 817 F. Supp. 1136, 1154 n.11 (D.N.J. 1983); Zurich Ins. Co. v. Northbrook Excess & Surplus Ins. Co., 494 N.E.2d 634, 650 (Ill. App. Ct. 1986), *aff'd sub nom.* Zurich Ins. Co. v. Raymark Indus., Inc., 514 N.E.2d 150 (Ill. 1987); Bazinet v. Concord Gen. Mut. Ins. Co., 513 A.2d 279, 281 (Me. 1986).

41) Jerry & Richmond, *supra* note 37, at 680.

42) Kenneth S. Abraham, Distributing Risk: Insurance, Legal Theory, and Public Policy at 140-41 (1986). それ以外の指摘も含めた Abraham の議論の概要は以下の通りである (*Id.* at 136-47)。複数の保険契約の填補範囲の全部または一部が重なる場合の填補範囲の調整が、経済的効率性の促進と適切なリスク分配の達成という 2 つの機能を果たすとする。経済的効率性の促進は、4 つに分けて説明される。第一に、損害を超える保険給付がされることにより生じ得るモラル・ハザードの抑制である。第二に、最適な損害発生予防の促進である。加入者層の特性などを考慮して、対象リスクを最もよくコントロールできる者が保険契約者として加入しており、かつ当該保険契約者に損害予防策をとるインセンティブを適切に与えることのできる保険契約に、保険給付の責任が集中する

## イ 他保険条項の分類

他保険条項の具体的文言・内容は様々であるが、一般的には、以下のよう  
に分類される<sup>43)</sup>。

第一に、比例按分 (pro rata) 条項である。これは、この条項を置く保険  
契約の保険者の責任を、問題となる損失のうち、すべての保険契約による填  
補限度額の合計に対する当該保険契約の填補限度額の割合を超えない部分に  
限定する旨の定めである。

第二に、上乗せ (excess) 条項である。これは、この条項を置く保険契約  
の保険者の責任を、他の有効で補償を受けることが可能な保険契約の補償を  
超過する損失に限定する旨の定めである。

第三に、免責 (escape) 条項である。これは、この条項を置く保険契約の  
保険者は、他に有効で補償を受けることが可能な保険契約が存在すれば、責  
任を負わないとする旨の定めである。

このうち、比例按分条項が今日最もよく用いられるタイプの条項であり、  
最も利用が少ないのは免責条項であるとされる。複数のタイプを組み合わせ

---

ように、複数の保険契約による保険給付に優先劣後の順位を付ける、という。  
第三に、保険のコストの減少である。填補について明確な指針を与えること  
により、重複した請求手続・保険者による調査を回避したり、紛争発生を予防し  
て訴訟提起を不要にしたりして、運営コストおよび法的コストを最小化する、  
という。第四に、ある種の調整ルールを置くことにより、保険契約者が、利用  
可能な補償の選択肢に関して、慎重に検討することを促す効果もあり得る、と  
する (ただし、実際には、極めて高度に技術的かつ複雑な補償範囲の調整につ  
いて、保険契約者が熟慮し、自らの必要に応じて適切に調整を選択するとは通  
常考えられないとする)。次に、適切なリスク分配の達成は、2つのやり方で  
実現されるとする。第一に、重複填補を許容することにより、リスクの再分配  
を可能にする方法、第二に、保険給付の責任が、一定のグループの保険契約者  
を補償する保険契約から、再分配されたリスクの多くを負担する意思のある保  
険契約者をかかえる保険契約へと移転されるように補償範囲を調整すること  
により、リスクの再分配を可能にする方法である。

43) Richmond, *supra* note 39, at 1381-87; Jerry & Richmond, *supra* note 37, at 681-84.

たものも見られる（例えば、特定の種類の他保険契約との関係では免責されるが、それ以外の種類の他保険契約との関係では、他保険契約が均等割合による分担を認めている場合には均等割合により分担し、他保険契約が均等割合による分担を認めていない場合にはすべての適用可能な補償の保険契約上の填補限度額の合計に対する各保険契約の填補限度額の割合に従って計算される比例按分により分担する、といった定め方など）。

## ウ 他保険条項相互の調整

### (ア) 総 説

他保険条項を置く複数の保険契約が重複するとき<sup>44)</sup>、相互に条項の文言が矛盾する事態が当然に生ずる。その場合に、法令<sup>45)</sup>または保険契約に相互調整のためのルールが置かれていれば、それに従って調整される。そのようなルールがない場合の相互調整の方法は争いがある。これを順に見ていく。

なお、意図的に、複数の保険契約に基づく補償が階層を構成するように組み合わせられることがある（真正上乘せ（true excess）保険契約やアンブレラ（umbrella）保険契約）。そのような保険契約が関係するものの、他保険条項の文言に何らかの矛盾する部分がある場合には、以下の議論を踏まえつつも、保険契約者および保険者の企図を斟酌した調整が行われる<sup>46)</sup>。

### (イ) 同種条項が競合する場合

第一に、比例按分条項を置く保険契約が競合する場合は、各保険者間で、

44) なお、同一の損害を補償範囲に含む保険契約が複数存在するが、①そのいずれにも他保険条項が存在しない場合には、各保険者は、比例按分または均等割合で分担して責任を負うとし、②複数の保険契約のうちの一つのみ他保険条項が存在する場合には、当該他保険条項の効力を認めるのが判例の一般的な傾向であるとされる。See, Richmond, *supra* note 39, at 1387-88.

45) e.g. Cal. Ins. Code § 11580.9.

46) Richmond, *supra* note 39, at 1399-1410, Jerry & Richmond, *supra* note 37, at 691-93.

填補限度額を基準に比例按分して分担するというのが伝統的な判例であった。これに対し、保険のコストは填補限度額に単純比例して増えるわけではない（高額の保険給付の発生確率は低額の保険給付の発生確率よりも小さい）ことなどから、近時の判例では、最も填補限度額の低い保険契約の限度額に達するまでは均等割合で分担するという形で修正されることが多いとされる<sup>47)</sup>。

第二に、上乗せ条項を置く保険契約が競合する場合は、当該条項を相互に矛盾するものと取り扱い、保険者間で責任を比例按分するのが一般的であるとされる。同条項をすべて文言通りに適用すると、第一次的補償を提供する保険契約が存在しなくなるが、第一次的補償を与える保険契約なしに「上積み」保険はあり得ないこと、その一方で、一部の保険契約の上乗せ条項のみを有効とすることには合理的理由がないことがその理由である<sup>48)</sup>。

第三に、免除条項を置く保険契約が競合する場合は、当該条項を相互に矛盾するものと取り扱い、保険者間で責任を比例按分するのが一般的であるとされる。同条項をすべて文言通りに適用すると、保険契約者は補償を受けられないことになること、その一方で、一部の保険契約の免除条項のみを有効とすることには合理的理由がないことがその理由である<sup>49)</sup>。

#### (ウ) 異種条項が競合する場合

第一に、比例按分条項を置く保険契約と上乗せ条項または免責条項を置く保険契約が競合する場合、判例は、大きく2つのアプローチに分かれる<sup>50)</sup>。

まず、大半の判例は、比例按分条項を置く保険契約が第一次的な補償を提供し、上乗せ条項または免責条項を置く保険契約が第二次的な補償を提供す

47) Richmond, *supra* note 39 at, 1388-89.

48) Richmond, *supra* note 39 at, 1389-91. *See also*, Jerry & Richmond, *supra* note 37, at 688-90.

49) Richmond, *supra* note 39, at 1391-92. *See also*, Jerry & Richmond, *supra* note 37, at 688-90.

50) Richmond, *supra* note 39, at 1392-98, Jerry & Richmond, *supra* note 37, at 686-88.



るものとしている（多数派ルール）。これは、問題となる条項の文言を吟味することを通じて契約当事者の意図を実現することにより、異なる他保険条項の間で調整を試みるというアプローチをとるものである。すなわち、上乗せ条項（または免責条項）を置く保険者の通常の意図は、補償対象となる損失について他の有効な保険契約が存在していれば、補償を提供しないというものであるのに対して、比例按分条項を置く保険者の通常の意図は、他に有効な第一<sup>1</sup>次<sup>2</sup>的<sup>3</sup>な保険契約が存在すれば、それとともに比例按分により補償を提供するというものである、という両保険者の意図を根拠とする<sup>51)</sup>。

次に、一部の判例は、比例按分条項と上乗せ条項は相互に矛盾し、ともに適用すべきではないとし、それにより生ずる契約の欠缺を埋めるものとして比例按分ルールを採用する（Lamb-Weston ルール<sup>52)</sup>。これは、競合する条項の全部または一部を適用しようとすると、恣意的に一部の保険者に負担を押し付ける結果になったり、保険契約者が補償を受けられなくなるおそれがあったりして、論理的に受入可能な方法は存在し得ないとする。これに対し、Lamb-Weston ルールは、画一的な判断を可能にし、関係する保険者の数にかかわらず適用できる。多数派ルールよりも、単純で、便宜で、適用がしやすいこと、保険の引受時において引受査定者が、保険者の負担し得る責任を正確に予測できるなどのメリットもあることが指摘される<sup>53)</sup>。他方で、デメリットとしては、①契約当事者の意図を無視している点で契約解釈の基本ルールに反すること、②裁判所が立法をして、他保険条項を置くすべての保険契約に強行法的に比例按分型を適用するのと同じであること、③他保険条項の内容およびそれがエンフォースされることは、保険料を決定するために用いられる保険危険率計算上の一要素であり、裁判所が個々の他保険条項を無効としてしまうと、保険料計算において不確実性が生じ、結果として、不

51) Jones v. Medox, Inc., 430 A.2d 488, 491-92(D.C. 1981).

52) Lamb-Weston, Inc. v. Oregon Auto. Ins. Co., 341 P.2d 110, 119-29(Or. 1959), *modified and reh'g denied*, 346 P.2d 643(1959).

53) Jones, 430 A.2d at 496.

要に保険料の額の増加を招く可能性があること、などが指摘される<sup>54)</sup>。

第二に、上乗せ条項を置く保険契約と免責条項を置く保険契約が競合する場合は、大きく3つのアプローチに分かれる<sup>55)</sup>。一つ目は、免責条項を置く保険契約の保険者が第一次的な責任を負い、上乗せ条項を置く保険契約の保険者は上乗せ条項に基づく責任を負うことにする、というやり方である。上乗せ条項を有する保険契約は免責条項の適用要件である「他の有効で、補償を受けることが可能な保険契約」に当たらないから免責条項の適用はないと考えるものである。二つ目は、上乗せ条項を置く保険契約の保険者が第一次的な責任を負い、免責条項を置く保険者は免責条項に基づき免責される、というやり方である。免責条項を有する保険契約は他の保険が存在すれば補償しないという意図に基づくところ、上乗せ条項を有する保険契約は「他の保険」に当たると考えるものである。三つ目は、両条項を相互に矛盾するものと取り扱い、保険者間で責任を比例按分する、というやり方である。

#### (4) 分析

##### ア 総説

異なる保険給付の調整ルールが競合する場合、特に重複する保険契約の一部に他保険優先払の約定がある場合の日本法における相互調整のあり方を考察するに際して、ドイツ法では、重複する保険契約の一つについてのみ保険契約法78条1項に係る別段の定めとして補充性合意を置く場面（独立責任額全額主義と補充性合意の競合）、米国法では、比例按分条項を置く保険契約と上乗せ条項または免責条項を置く保険契約が競合する場面に着目する。

その理由は、次の通りである。日本法では、重複保険の場合、保険法20条によると、保険金請求者との関係では独立責任額全額主義、保険者間では独立責任額を基準とした比例按分で負担することになり、ドイツ保険契約法の

---

54) Richmond, *supra* note 39, at 1396-97.

55) Jerry & Richmond, *supra* note 37, at 690-91.

条文および米国法の比例按分条項の帰結と類似する。また、他保険優先払の約定は、他の保険者が支払った残存部分についてのみ保険金を支払うという約定であり、これと類似するのは、ドイツ法では補充性合意であり、米国法では上乗せ条項または免責条項である。

## イ ドイツ法

ドイツ保険契約法は、重複保険に関する規定ぶりが、日本の保険法における重複保険に関する規定ぶりと、おおむねよく似ている<sup>56)</sup>。

その上で、ドイツでは、重複する保険契約の一つについてのみ保険契約法78条1項に係る別段の定めとして補充性合意を置くならば、同項の適用がないだけではなく、同条2項1文の適用もないと考えられている。その結果、補充性合意を置く保険契約の保険者は、保険金支払義務を果たした他の保険者からの求償に応ずる義務はなく、補充性合意を置く保険契約の保険者については原則として求償関係が生じないことになる。

確かに、保険契約法の関連条文を文言通りに適用すれば、このような帰結になるのが自然であろう。ドイツにおいて、この帰結を疑問視する見解は見当たらない。日本法で、重複する保険契約の一部に他保険優先払の約定がある場合について、保険法の関連条文を文言通りに適用すれば、求償関係は生

---

56) 独立責任額全額主義の採用、保険者間の求償請求権の肯定および負担部分が独立責任額を基準に定まることは、日本法とドイツ法とで共通する。これに対し、ドイツ法で各保険者の相互関係が連帯債務関係とされる点は、日本法（立案担当者の見解）で独立関係であるとされている点と異なる。ただ、ドイツ法では保険者間の関係が連帯債務関係と性質決定されているものの、保険契約者に対する法律関係の具体的内容は保険契約法78条1項に定められているところに従うことになるし、求償請求権の発生根拠は同条2項と考えられている。これは、日本法において保険者の責任の具体的内容および求償請求権の発生が保険法20条1項・2項に根拠を置くことと、実質的には同等であるといつてよい。また、ドイツの保険契約法78条1項・2項が任意規定であることは、日本の保険法20条1項・2項が任意規定であることと同じである。

じないと解するのが素直な解釈といえることは既に指摘した<sup>57)</sup>。この日本法における素直な解釈が、疑問視されるべきものではないことをドイツ法の議論は示唆しているといつてよいかもしれない。

## ウ 米国法

米国法で、比例按分条項を置く保険契約と上乗せ条項または免責条項を置く保険契約が競合する場合の判例は、2つのアプローチに分かれている。

大半の判例がとるアプローチ（多数派ルール）によると、比例按分条項を置く保険契約が第一次的な補償を提供し、上乗せ条項または免責条項を置く保険契約が第二次的な補償を提供することとなり、免責条項が問題になる場合であれば当該保険契約は責任を負わないという結論になる。これは、ドイツ法における補充性合意を置く保険契約がある場合と同様の結果であり、また日本の保険法における素直な解釈の結果とも同様である。

これに対して、一部の判例がとるアプローチ（Lamb-Weston ルール）は、上乗せ条項・免責条項を適用せず、比例按分ルールを採用する。これは、日本法でいえば、重複する保険契約の一部に他保険優先払の約定がある場合に、当該約定を無視し、独立責任額を基準に定まる負担部分を基礎として求償関係が生ずる、とすることに類似する。

Lamb-Weston ルールのメリットとして指摘されるのは、単純明快さと恣意的な判断の排除、および（同ルールの適用が予め分かっていたら）保険の引受時点で保険者の負担し得る責任を正確に予測し得ることである。デメリットとして指摘されるのは、①契約当事者の意図を無視している点で契約解釈の基本ルールに反すること、②裁判所が立法をして、他保険条項を置くすべての保険契約に強行法的に比例按分型を適用するのと同じであること、③裁判所が個々の他保険条項を無効としてしまうと、保険料計算において不確実性が生じ、不必要に保険料の額の増加を招く可能性があることなどである。

---

57) 前掲注13) 参照。

デメリットのうち、①と②は契約解釈の限界を超えるという理論面からの批判であり、③は実際上の不都合の指摘と理解できる。

確かに、単純明快な Lamb-Weston ルールを用いれば、他保険条項が競合する場面において、解釈上の疑義を払拭し、保険者間での紛争・訴訟を減らすことにつながるという面はあるといえる。他方で、裁判所が契約当事者の意図を事後的に無視すると保険料計算に不確実性が生じ、不必要に保険料が上がる可能性があることから、顧客の需要・属性に適合した内容の商品・保険料を提示できないことになりかねないという問題が生じ得る。ただし、それが実際のどの程度生じるかは状況次第ということになるだろう。

そうすると、契約解釈の限界を超えるという理論的な側面を横に置き、実際上の利害得失のみを見れば、Lamb-Weston ルールの是非は、直ちには、甲乙付けられない。もっとも、米国において、Lamb-Weston ルールが、あくまで少数派ではあるが、しかし一定の支持を受ける背景事情としては、米国において多種多様な文言の契約が乱立する状況にあることとともに、上乗せ条項・免責条項に対する嫌悪感のようなものが影響しているのかもしれない。Lamb-Weston ルールを採用する判例の中には、真正上乗せ条項ではなく、階層化されていない保険契約に置かれた上乗せ条項は、他に適用される保険契約が存在することを奇貨として、保険者が自らの責任を免れる身勝手な条項である、とはっきり指摘するものがあるからである<sup>58)</sup>。

## 4. 検 討

### (1) 一部の保険契約に他保険優先払の約定がある場合の保険者間の求償関係の有無

前記 3. の検討を踏まえ、前記 2. (3) で指摘した問題、すなわち、日本の保険法20条 2 項の解釈として、重複する保険契約の一部に他保険優先払の約定

58) Penton v. Hotho, 601 So.2d 762, 764-765 n.3 (La. App. 1st Cir. 1992) [比例按分条項と上乗せ条項の競合事例。結論として、両条項は相互に矛盾して無効であり、両保険者間で損失を比例按分すべきであるとする]。

がある場合に、それにもかかわらず、保険者間では独立責任額を基準とした負担部分を基礎として求償関係が生ずると考えることの是非を考察する。

実質的な利害得失について、まず、米国における Lamb-Weston ルールのメリットは、その単純明快さと恣意的な判断の排除であった。ところが、日本では、重複保険の場面において、米国のように多種多様な内容・文言の条項が乱立・競合し、その相互調整に苦慮するという事態は、直ちには想定しにくい<sup>59)</sup>。そうすると、日本法の下では、単純なルールを一律に妥当させることのメリットは現状では小さい、ということになる。

次に、Lamb-Weston ルールのデメリットは、裁判所が契約当事者の意図を事後的に無視すると保険料計算に不確実性が生じ、不必要に保険料が上がる可能性があることであった。日本でも、他保険優先払の約定があるのに当該保険者が最終的に独立責任額を基準に定まる負担部分について責任を負う可能性があれば、その不確実性を加味して保険料が上がる可能性はある。そうすると、顧客の需要・属性に適合した内容の商品・保険料を提示できなくなる、または提示しづらくなる、といった事態になることが想定し得る。

さらに、Lamb-Weston ルールが米国で一定の支持を受ける背景事情として、上乘せ条項・免責条項に対する嫌悪感のようなものが影響しているのかもしれないと推測した。この点については、日本法において、ある保険契約の約定が当該保険者の責任逃れのための身勝手な条項といい得るような状況があれば、個別事案の事情に応じて、当該条項の効力を問題にするなどの対応が選択肢となり得る。日本では、現状、そのような不当な状況が頻発しているわけではないから、保険契約上の個別の定めを一律に無視し、保険者間

59) 現状を見るに、保険法制定後、ほとんどの保険契約は、重複保険の場面における給付調整ルールとして、独立責任額全額主義を採用する。一部の共済契約において、保険法制定後も独立責任額按分主義を維持したものの、最新の約款では独立責任額全額主義に切り替えられた例もある。他保険優先払の約定も、幅広く用いられているようには思われない。また、保険法20条とは異なる給付調整ルールが採用されている場合であっても、当該条項の文言は、保険者間でほぼ同じものとなっているようである。

で独立責任額を基準とした負担部分を基礎として求償関係を生じさせるルールを、保険法20条2項の解釈として導く必要性は小さいのではないか。

以上の考察によれば、日本の保険法20条2項の解釈として、重複する保険契約の一部に他保険優先払の約定がある場合に、保険者間では独立責任額を基準とした負担部分を基礎として求償関係が生ずると考えると解釈することを積極的に支持する実質的理由は見出しがたい、ということになる。

## (2) 保険者間の法律関係に係る立案担当者の理解の是非

前記(1)の検討を踏まえ、日本法における、保険者間の法律関係に係る立案担当者の理解（前記 2.(1)参照）が実質的に正当化し得るものか否か、正当化し得るとすれば具体的にはどう正当化し得るのか、という問題を検討する。

この問題に関連し、学説では、保険者間の法律関係を独立主義のように考えて（立案担当者の見解）、負担部分が常に独立責任額を基準に定まるとすることで、簡明な実務処理の実現、損害保険業全体としてのコスト削減がもたらされると指摘されている（前記 2.(2)参照）。ここでいう「簡明な実務処理の実現、損害保険業全体としてのコスト削減」の具体的意味としては、2通りの理解があり得る（前記 2.(3)参照）。①負担部分が画一的な基準で定まるという意味で保険者間の法律関係を単純化するという理解と、②保険者間の求償が可能な限り生じないようにするという理解である。

前記(1)における検討を踏まえると、①のように、法律関係の単純化という点にメリットを見出すことには、説得力はあまりないといえる。これに対し、②における、求償が可能な限り生じないようにすることによるコスト削減は、現に存在すると考えられる（前記 2.(3)の検討参照）。そのため、「コスト削減」の具体的意味は、②のような内容で理解するべきであろう。

そうすると、保険者間の法律関係を独立主義のように考えて、負担部分が常に独立責任額を基準に定まるとすることは、②のような内容で理解される「簡明な実務処理の実現、損害保険業全体としてのコスト削減」により実質的に正当化し得ることとなり、この限りで、保険者間の法律関係に係る立案



担当者の理解は、実質的に見ても正当なものといえることができる。

以上の検討を前提にすれば、保険法上の求償規定（同法20条2項）は、次のように解釈されるべきであろう。まず、重複する保険契約の一部に独立責任額按分主義の約定がある場合には、負担部分は独立責任額を基準として定まると考えるべきである。これに対し、一部に他保険優先払の約定がある場合には、当該保険契約に基づく給付と他の保険契約に基づく給付とは重複保険の関係に立たず、求償関係は生じないと考えるべきである。この場合について、他保険優先払の約定のある保険契約の保険者も含めて、あえて独立責任額を基準に保険者の負担部分を定め、それを基礎として求償関係が生ずるとするルールを、保険法20条2項の解釈として導くべきではない。

## 5. おわりに

本稿では、重複保険の場合の保険者間の法律関係を考察し、保険法上の求償規定（同法20条2項）の解釈を検討した。結論として、この問題に関する保険法の立案担当者の見解は、実質的に見ても正当なものといえること、および、そこにいう正当性の具体的な意味を明らかにした。

その一方で、本稿の検討は、あくまで日本の現行法・保険実務の現状を前提とするものである。保険給付の調整のあり方として、そもそも現行法・実務の現状が望ましいといえるのかなど、より根本的な検討は、本稿では行い得なかった。この点は、今後の課題とし、さらに研究を進めたい。

（筆者は京都大学大学院法学研究科准教授）

※本稿は、JSPS 科研費25780068による研究成果の一部である。

※本稿に係る研究について、公益社団法人商事法務研究会からは商法研究会において、株式会社東京海上研究所からは関西損害保険研究会において、研究報告の機会をいただいた。